

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和7年2月28日

金曜日

第5343号

目次

規 則	
○富山県大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○保安林の指定の解除	6
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	7
○道路の区域変更	10
○道路の供用開始	11
内水面漁場管理委員会指示	
○令和7年度増殖目標量	12
○神通川水系熊野川における水産動物採捕規制	15

規 則

富山県大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年2月28日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第3号

富山県大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（平成2年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「第12条の5第2項」を「第12条の8第3項」に改め、同条第2項中「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改める。

第3条の見出し中「大麻草採取栽培者免許証返納届」を「第一種大麻草採取栽培者免許証返納届」に改め、同条中「大麻草採取栽培者の」を「第一種大麻草採取栽培者の」に、「大麻草採取栽培者免許証返納届」を「第一種大麻草採取栽培者免許

証返納届」に改める。

様式第4号中「大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届」を「第一種大麻草採取栽培者名簿登録事項変更届」に、「及び役員」を「及び代表者」に改める。

様式第5号中「大麻草採取栽培者免許証再交付申請書」を「第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請書」に、「役員」を「代表者」に改める。

様式第6号中「大麻草採取栽培者持出し許可申請書」を「第一種大麻草採取栽培者持出し許可申請書」に、「栽培地の所在地」を「栽培地」に、「役員」を「代表者」に改める。

様式第7号中

栽培地の所在地	
大麻を取り扱う事務所の所在地	

を

大麻栽培地の住所	
大麻を取り扱う事務所の住所	

に、「役員」を「代表者」に改める。

様式第8号中「大麻事故届」を「大麻等事故届」に、

	品名	数量
事故が生じた大麻		

を

免許の種類		氏名	
事故が生じた大麻等	品名		数量
栽培地及び業務上大麻、発芽不能未処理種子及び麻葉を取り扱う事務所の位置			

に、「役員」を「代表者」に改める。

様式第8号の2を次のように改める。

様式第8号の2 (第2条関係)

大麻等譲渡届

年 月 日

富山県知事

殿

住所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

続柄

氏名 (法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

大麻等を譲渡したので、次のとおり届け出ます。

譲 渡 人	失効前の免許証の番号		第 号	
	大麻等を業務上取 り扱っていた場所	所在地		
		名称		
	届出義務者	住所		
氏名				
譲渡年月日				
譲 渡 し た 大 麻 等	品名		数量	
譲 受 人	免許の種類		免許証の番号	第 号
	麻薬研究施設又は 大麻等の所在場所	所在地		
		名称		
	麻薬研究施設の設 置者又は大麻草栽 培者	住所		
		氏名		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
 - 2 法第12条の8第1項に規定する免許期間満了者等が大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者若しくは麻薬研究施設の設置者に譲り渡した際又は発芽不能未処理種子を大麻草栽培者に譲り渡した際に用いること。
 - 3 「続柄」欄は、申請者と譲渡人が異なる場合に記入すること。
-

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を富山県庁及び魚津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第69号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））（四谷尾地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））（四谷尾地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年2月28日から

令和7年3月31日まで

3 縦覧の場所

立山町役場、上市町役場

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴

えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第70号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設））（寺津地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設））（寺津地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年2月28日から

令和7年3月31日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴

えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第71号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設））（大浦地区）計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年2月28日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設））（大浦地区）計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年2月28日から

令和7年3月31日まで

3 縦覧の場所

滑川市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴

えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第72号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月28日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 福岡停車場線	高岡市福岡町下蓑字中島 352番1から 高岡市福岡町下蓑字梨子 木2387番4まで	変更前		最大 25.9 最小 13.0	85.5	高岡土木 センター
	高岡市福岡町下蓑字中島 352番1から 高岡市福岡町下蓑字梨子 木2387番1まで	変更後		最大 25.9 最小 17.0	69.1	
県道 大岩神明町線	中新川郡上市町大松新64 番1から	変更前		最大 6.3 最小 6.1	23.4	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡上市町大松新64 番1まで	変更後		最大 13.2 最小 10.2	23.4	
県道 西種極楽寺線	中新川郡上市町極楽寺 124番2から 中新川郡上市町極楽寺 125番1まで	変更前		最大 6.3 最小 5.9	16.0	富山土木 センター 立山土木 事務所

	中新川郡上市町極楽寺 124番3から 中新川郡上市町極楽寺 125番2まで	変更後		最大 10.2 最小 9.9	16.0	
県道 柿沢泉線	中新川郡上市町横越1026 番から	変更前		最大 55.0 最小 3.2	982.6	富山土木 センター 立山土木 事務所
	中新川郡上市町横越18番 3まで	変更後		最大 37.6 最小 6.8	958.0	

富山県告示第73号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月28日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年2月28日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 大岩神明町線	中新川郡上市町大松新64番1から 中新川郡上市町大松新64番1まで	令和7年2月28日	富山土木センター立山土木事務所
県道 西種極楽寺線	中新川郡上市町極楽寺 124番3から 中新川郡上市町極楽寺 125番2まで	令和7年2月28日	富山土木センター立山土木事務所
県道 柿沢泉線	中新川郡上市町横越1026番から 中新川郡上市町横越18番3まで	令和7年2月28日	富山土木センター立山土木事務所

指 示

富山県内水面漁場管理委員会指示第1号

令和7年度増殖目標量について

第5種共同漁業権内共第1号(笹川)ほか15漁場の令和7年度における増殖目標量については、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。

令和7年2月28日

富山県内水面漁場管理委員会

会長 竹野博和

1 増殖目標量

免許番号	漁業権者名	増殖魚種	増殖方法	増殖規模
内共第1号 (笹川)	朝日内水面漁業協同組合	あゆ	放流	150kg以上
		やまめ	放流	1,500尾以上
		いわな	放流	1,500尾以上
内共第2号 (小川)	朝日内水面漁業協同組合	あゆ	放流	600kg以上
		やまめ	放流	3,000尾以上
		いわな	放流	3,000尾以上
		さくらます	放流	20kg以上
内共第3号 (黒部川)	黒部川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	5,000kg以上
			放流(親魚)	5,000尾以上
		やまめ	放流	22,000尾以上
		いわな	放流	20,000尾以上
		さくらます	放流	300kg以上
内共第4号 (片貝川)	呉東内水面漁業協同組合 黒部川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	450kg以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
内共第5号 (角川)	呉東内水面漁業協同組合	あゆ	放流	450kg以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第6号 (上市川)	中新川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	300kg以上
		こい	放流	5,000尾以上

		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流(親蟹)	25kg以上
内共第7号 (上市川上流)	白龍漁業協同組合	いわな	放流	—
		にじます	放流	—
		ふな	放流	—
内共第8号 (白岩川)	中新川内水面 漁業協同組合	あゆ	放流	300kg以上
		こい	放流	5,000尾以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		もくずがに	放流(親蟹)	25kg以上
内共第9号 (白岩川上流)	白岩川南部漁 業協同組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	2,000尾以上
内共第10号 (神通川)	富山漁業協同 組合	あゆ	放流	5,000kg以上
			放流(親魚)	10,000尾以上
		さくらます	放流	400kg以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	5,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		ふな	放流	30,000尾以上
うぐい	人工ふ化	200,000粒以上		
内共第11号 (井田川)	婦負漁業協同 組合	あゆ	放流	600kg以上
		やまめ	放流	10,000尾以上
		いわな	放流	6,000尾以上
		さくらます	汲み上げ放流 (親魚)	20尾以上
内共第12号 (大長谷川)	婦負漁業協同 組合	やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
内共第13号 (百瀬川)	庄川沿岸漁業 協同組合連合 会	にじます	放流	5,000尾以上
		いわな	放流	10,000尾以上
		こい	放流	2,500尾以上
		うなぎ	放流	20kg以上
内共第14号 (庄川)	庄川沿岸漁業 協同組合連合 会	あゆ	放流	5,000kg以上
			放流(親魚)	7,000尾以上
		さくらます	放流	400kg以上
		にじます	放流	30,000尾以上
		やまめ	放流	11,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		うぐい	人工ふ化	50,000粒以上
うなぎ	放流	100kg以上		

内共第15号 (庄川上流)	庄川沿岸漁業 協同組合連合 会	にじます	放流	20,000尾以上
		やまめ	放流	4,000尾以上
		いわな	放流	50,000尾以上
		こい	放流	10,000尾以上
		うぐい	放流(親魚)	100尾以上
		うなぎ	放流	50kg以上
内共第16号 (小矢部川)	小矢部川漁業 協同組合	あゆ	放流	1,500kg以上
		やまめ	放流	2,000尾以上
		いわな	放流	2,000尾以上
		こい	放流	5,000尾以上
		ふな	放流	3,000尾以上
		うぐい	産卵場造成	500m ² 以上
		もくずがに	汲み下ろし放 流(親蟹)	100kg以上

2 放流する魚の大きさ

魚種名	1尾あたりの大きさ
あゆ	3g以上
いわな	2g以上
うなぎ	20g以上
かじか	5g以上
こい	9g以上
さくらます	2g以上
にじます	6g以上
ふな	9g以上
やまめ	2g以上
もくずがに	甲幅5cm以上

3 種苗放流についての留意事項

- (1) やまめの放流については、あまごが混入しないよう努めること。
- (2) こいの放流については、PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)を受け、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されているこい群のこいを用いること。なお、コイヘルペスウイルス病まん延防止を徹底する観点から、こいを放流しないことについては、漁業法第169条第1項の定めには該当しないことを申し添える。

富山県内水面漁場管理委員会指示第2号

神通川水系熊野川における水産動物採捕規制について

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、水産動物採捕について次のとおり指示する。

令和7年2月28日

富山県内水面漁場管理委員会

会長 竹野博和

次の表の左欄に掲げる河川の同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる期間中、水産動物を採捕してはならない。

ただし、富山県漁業調整規則第46条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

河川名	区域	期間
神通川水系熊野川	小俣橋下流端から熊野川ダム下流端までの区域	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

